

お知らせ

農業は適切な使用方法で

6月から8月までは農薬危害防止運動期間。農薬を使用するときは、使用方法や注意事項を守り、散布区域外に飛散しないように注意してください。特に学校や病院などの公共施設や住宅地付近では、事前に周辺住民や施設利用者などへ周知し、風向きなどに注意して事故を防ぎましょう。また、農薬は適切な保管の徹底をお願いします。ペット

ボトルなどへの移し替えは誤飲事故につながります。絶対にやめてください。

保健総務課 ☎ 220-5782 へ

23日から男女共同参画週間

6月23日(土)から29日(金)までは男女共同参画週間です。キヤッチフレーズは「あなたがいる わたしがいる 未来がある」。男性と女性がそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することは、日本を元気にする鍵となります。男性も女性も暮

元気21証明サービスコーナーなど休止します

6月30日(土)・7月1日(日)・7日(土)・8日(日)は、機器メンテナンスなどのため、前橋プラザ元気21証明サービスコーナーと市役所1階市民ロビーの証明書自動交付機を休止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。



前橋プラザ元気21証明サービスコーナーについては同コーナー ☎ 210-2279、証明書自動交付機については市民課 ☎ 898-6107 へ

らしやすい社会を目指して、一人一人が取り組んでいきましょう。

期間中は市役所などでパネル展示を行います。

幼稚園保育料を補助します

市内在住で一定の条件を満たす世帯に、幼稚園(市外の認可幼稚園を含む)の保育料を補助します。詳しくは各幼稚園を通じて配布するパンフレットや本市ホームページをご覧ください。

保育課 ☎ 220-5706 へ

市立図書館

☎ 224-4311

移動図書館ひろせ号

7月から9月までの巡回日程は下表のとおりです。

各分館が休館

6月25日(月)から28日(木)まで、蔵書整理のため各分館が休館します。市立図書館ととも図書館は通常とおりです。

移動図書館ひろせ号巡回日程表 (7~9月)

7月	8月	9月	午前			午後		
			9:40~10:10	10:20~10:50	11:00~11:30	1:30~2:00	2:10~2:40	2:50~3:20
3	7	4	朝日町四丁目集会所前	朝日町三丁目朝日町県営住宅(市保健所西)	三俣町三丁目五反田公園	天川大島町並木団地児童広場	下大島町下大島団地東部	山王町一丁目つばき公園
11	8	5	広瀬町二丁目しいのみ公園	朝倉町二丁目朝倉町集会所前朝倉町公園	朝倉町二丁目朝倉町集会所前朝倉町公園	山王町二丁目荻川西公園	東善町東善住宅団地公園	駒形町桜並木団地内公園
12	9	6	下新田町県営住宅南多目的広場北駐車場	下新田町つつじ公園	大利根町二丁目ひまわり公園	大利根町二丁目しらゆり公園	大利根町一丁目住宅公社広場	大利根町一丁目ショッピングセンター駐車場
13	10	7	天川大島町二丁目天川大島町原町自治会館	天川大島町三丁目しみず公園	天川大島町東前橋住宅南天川大島町交番裏	六供町ヤオコー前橋六供店駐車場	六供町一丁目大河原タイル店前高橋駐車場	南町二丁目中央農業グリーン専門学校東信沢興業北
10	14	11	上新田町上新田団地内薬師公園	朝日が丘町育英高校正門前	光が丘町1号公園	駒形町あけぼの団地	(2:20~2:40)江木町萱野団地会館前	堤町ローズタウン住宅団地西地区公園東
4	15	12	小川町小川歯科南	緑が丘町緑が丘町公民館	田口町県営住宅駐車場	下小出町二丁目下小出町公民館	下細井町下細井団地東公園	下細井町県営住宅グラウンド
5	21	13	(9:40~10:00)鳥羽町東部公民館	総社町二丁目石橋公園(計量検査所北)	総社町桜が丘稲荷神社	関根町片原公園グラウンド北(旧せきね文庫南)	上小出町三丁目クレール前橋敷島駐車場	上小出町一丁目関東森林管理局宿舍
6	3	14	文京町二丁目文二ふれあい公園西	天川原町住宅団地戸塚製作所東	天川原町二丁目自治会集会所南ばら公園	下石倉町みどり公園	前箱田町二丁目前箱田公園	川曲町上之宮団地中央ゴルフ練習場前

適正な計量に努めましょう

適正な計量は経済の大切なルールです。商品の値段や品質と同じく、内容量にも注意を。正しい計量を行うため、次の制度があります。

検定

商取引や証明用のはかり、電気・ガス・水道などのメーター類は、製造時の検定に合格していなければなりません。これらを購入するときは、合格を表す検定証印が付いてい

るか必ず確認しましょう。

定期検査

商取引や証明用のはかりは2年に1回の定期検査を受けなければなりません。合格した物には合格証紙が貼られています。

計量検査所 ☎ 255-2218 へ

事業計画を縦覧します

二中地区(第三)土地区画整理事業の変更に伴い、事業計画を縦覧します。

子育てするなら前橋で
保育環境をさらに充実します

本市では、子どもを安心して保育園に預けることができるように保育環境の充実を図っています。本年度、看護師などを新規に雇用する私立保育園に補助を行う制度を設けました。保育園に看護師がいることで、急な発熱やけがなどのときに、適切な処置を行うことが可能になります。

これからも未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援していきます。

保育課 ☎ 220-5705 へ



もしものときも安心



セミナーなどに積極的に参加を

地域審議会を開きます

新市建設計画事業・新市基本計画事業の進捗状況などについて説明する審議会を開催します。傍聴は各地区とも先着10人まで。開始30分前から10分前まで受け付けます。

富士見地区

日時= 6月27日(水)午前10時
会場= 富士見支所
同支所 ☎ 288-2211 へ

粕川地区

日時= 6月28日(木)午後1時
会場= 粕川公民館
粕川支所 ☎ 285-4112 へ

大胡地区

日時= 6月28日(木)午後3時15分
会場= 大胡支所
同支所 ☎ 283-0111 へ

宮城地区

日時= 6月29日(金)午前10時
会場= 宮城公民館
宮城支所 ☎ 283-2131 へ

住民基本台帳法が改正

住民基本台帳法改正により、在留する外国人の手続きなどが7月9日(月)から次のとおり変更になります。

外国人住民の住民票作成

短期滞在者などを除き、適法に3カ月を超えて在留する外国人には、日本人と同様に住民基本台帳に記録され住民票が作成されます。

入国管理局などへの手続き忘れなどで、外国人登録証明書の在留期間や資格が更新されていない人は、住民票が作成されません。早めに手続き

を行ってください。

7月9日以降に本市以外の市区町村へ転出する場合は、本市に転出の届け出を。交付される転出証明書と在留カードを用意し、新しい住所地で転入手続きを行ってください。

転出後も住基カードが使用可能に

これまでの他の市区町村に転出すると住基カードが失効し、転入先で改めて交付申請する必要があります。法改正後は、所持しているカードを継続して使用できます。

市民課 ☎ 898-6106 へ